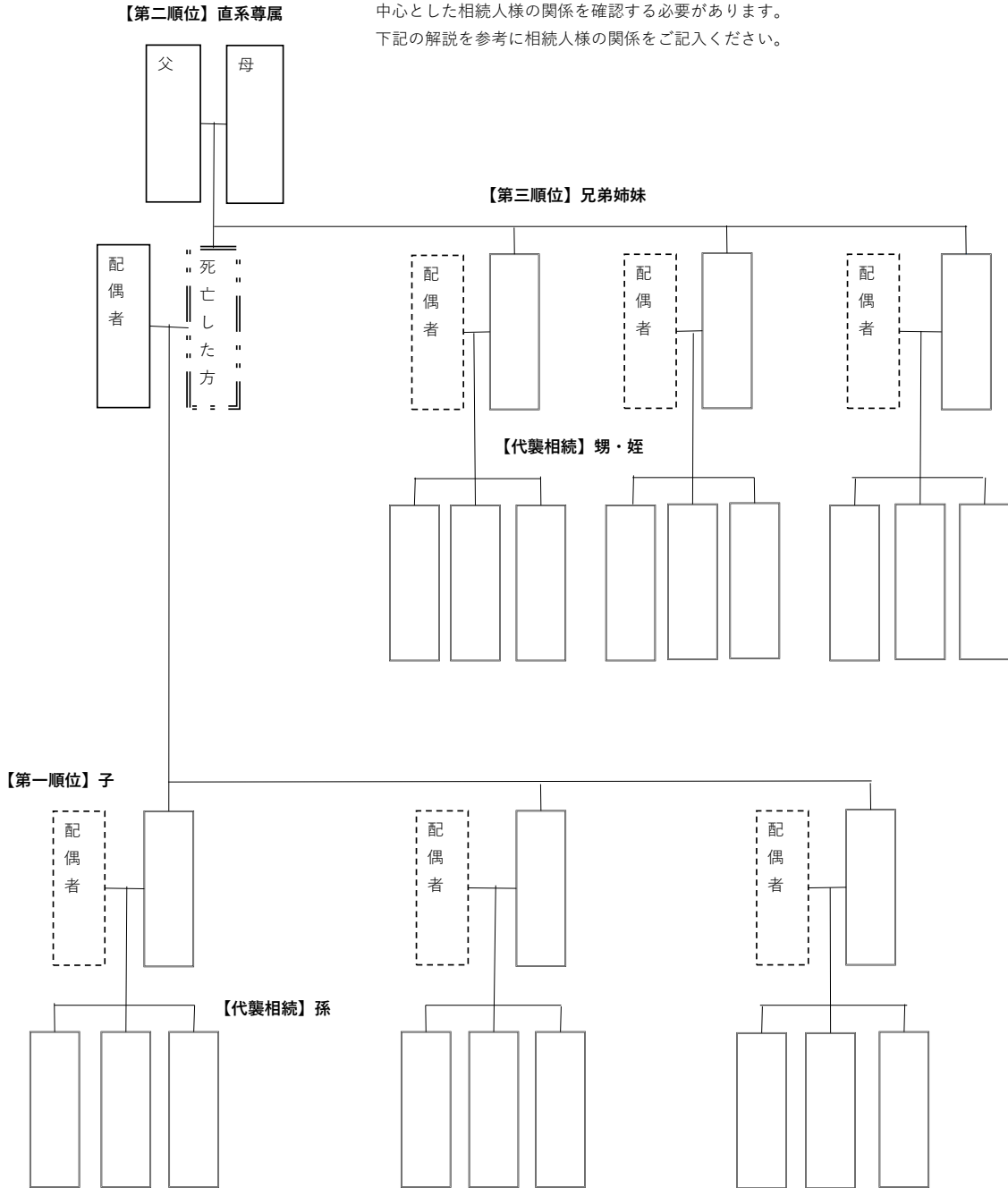


(参考)相続人関係図

相続のお手続きのためには、被相続人様（亡くなられた方）を中心とした相続人様の関係を確認する必要があります。
下記の解説を参考に相続人様の関係をご記入ください。



相続人の範囲

①配偶者は常に相続人になります。

②下記の方が配偶者と共に相続人になります。

第一順位 ⇒ 子

子が死亡している場合は孫が代襲相続人になります。

第二順位 ⇒ 父母（第一順位の相続人がいない場合）

父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば祖父母が相続人になります。

第三順位 ⇒ 兄弟姉妹（第一順位、第二順位の相続人ともいない場合）

兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人になります。